○農林水産省令第八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項、第十五条の三第一項及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日

農林水産大臣　江藤　拓

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ボタンイチゲ	Anemone coronaria L.	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
アルトロポディウム　カンディドゥム	Arthropodium candidum Raoul	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（削る）	（削る）
	Avena nuda L.	飼料作物
	Avena sativa L.	飼料作物
（略）	（略）	（略）
（略）	Brassica napus L. subsp. napus	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. viridis L.	野菜
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
パインアップル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
アルテミシア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
エンバク	Avena sativa L.	飼料作物
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ナタネ	Brassica napus L.	（略）
（略）	（略）	（略）
ケール	（略）	（略）
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. sabellica L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トウガラシ	（略）	（略）
	Capsicum chinense Jacq.	野菜